

自治体の皆様へ

使ってみませんか？

臨時災害放送局

大規模災害時への備えとして！



平時は防災訓練以外にも各種イベントに使えます！

お問合せ先

総務省 関東総合通信局 放送部 放送課

管轄：1都7県（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県）
〒102-8795 千代田区九段南 1-2-1 九段第3合同庁舎

TEL. 03-6238-1705 kanto-radio_atmark_soumu.go.jp ※送信の際には「_atmark_」を「@」へ変更ください。

臨時災害放送局とは

臨時災害放送局とは、暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生した場合に、その被害を軽減するために、被災地の地方公共団体等（災害対策放送を行うのに適した団体）が開設する臨時かつ一時的の目的のためのFM放送局のことです。

なお、臨時災害放送局の放送番組は「被災地における被災者への支援及び救援活動等の円滑な実施を確保するために必要な範囲内のもの」と定められています。



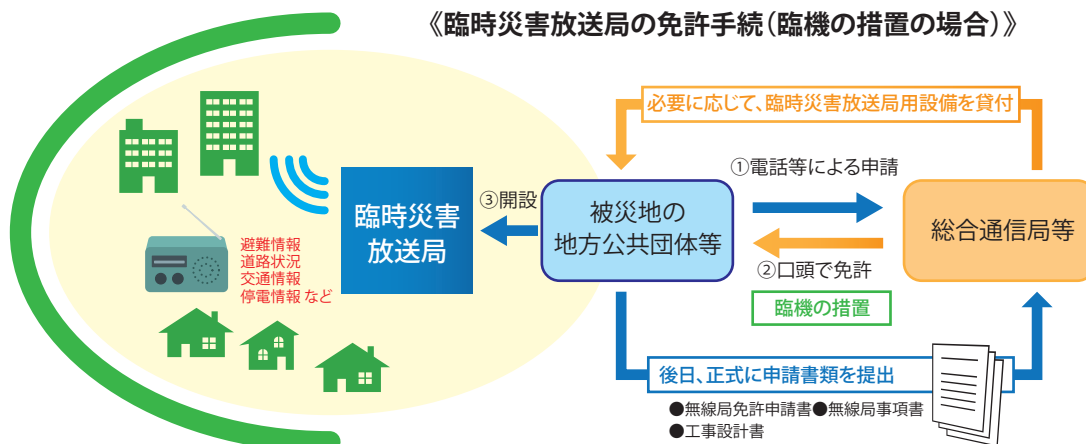
臨時災害放送局用設備のご利用は、平時から、訓練などを通じて取り組んでおくことが重要です

免許の手続き（災害発生時）

臨時災害放送局を開設するためには、電波法に基づく申請手続きを行い、放送局の免許を受ける必要がありますが、災害時においては「臨機の措置」として電話等の迅速な方法で申請し、免許を受けることができます。

- ① 自治体から総合通信局に対し電話等による申請
- ② 総合通信局が口頭で免許
- ③ 自治体による臨時災害放送局の開設

《臨時災害放送局の免許手続（臨機の措置の場合）》



臨時災害放送局の運用には、無線従事者の配置が必要です。無線従事者は自治体等の職員以外でも構いません。

【必要な従事者資格（いずれかの取得で可）】 第一級陸上無線技術士 / 第二級陸上無線技術士 / 第一級総合無線通信士

臨時災害放送局用設備の活用

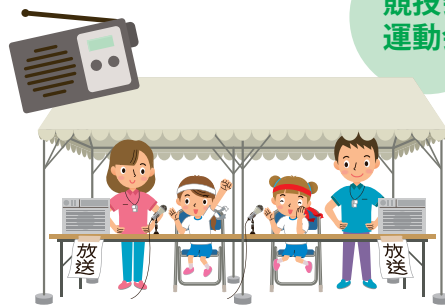
平時は、地域イベントに関する情報発信や電波伝搬調査が実施可能です。

防災訓練

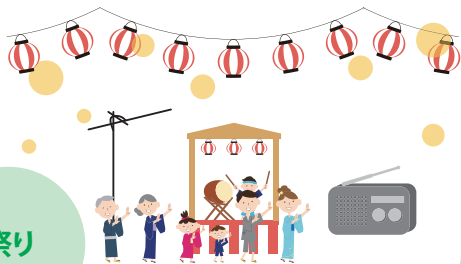


平時は各種地域イベントにも使えます！

競技会
運動会



祭り



音楽祭

無線局申請メニュー

無線局の開設・運用にあたっては、事前の申請が必要となりますので、早めにご相談をお願いします。

○自治体がお持ちの設備を使用する場合

(※)電波法関係手数料令(昭和三十三年政令第三百七号)に基づく無線局の免許申請手数料。その他、点検業務等外部委託により別途費用が発生します。

局種 / 放送内容	諸元	申請者 / 申請手続	申請手数料(※)	無線従事者
- 局種 イベント放送局 - 放送内容 イベントの円滑な運営、参加者等の利便及び安全性を確保するための放送	- 周波数 76.1～94.9MHz - 空中線電力 必要な範囲 - 放送対象地域 イベント会場及びその周辺	- 申請者 イベントの主権者(国/自治体を除く。但し、国/自治体が後援等で関与していることが必要) - 申請手続 開設前に申請、免許を受ける必要あり(申請には事前周波数の検討が必要)	- 申請手数料(例) 3W 39,000円 10W 54,200円 100W 96,100円 - 新設検査(書面) 2,550円	(以下のいずれかの資格を有する者) 第1級総合無線通信士 第1級陸上無線技術士 第2級陸上無線技術士
- 局種 実験試験局 - 放送内容 FM放送波の電波伝搬状況の確認や防災訓練時に防災関連情報を周知するための放送	- 周波数 76.1～94.9MHz - 空中線電力 必要な範囲 - 放送対象地域 実験に必要な地域の範囲内	- 申請者 地方公共団体等 - 申請手続 実験前に申請、免許を受ける必要あり(申請には、事前に周波数の検討、実験計画書の提出が必要)	- 申請手数料(例) 20W 6,600円 50W 6,600円 100W 12,300円 - 新設検査(書面) 2,550円	第3級陸上特殊無線技士以上の資格(空中線電力による)

○関東総合通信局が有する設備・無線局を使用する場合(この場合、自治体・当局による合同運用訓練となります)

局種 / 放送内容	諸元	申請者 / 申請手続	申請手数料	無線従事者
- 局種 実験試験局 - 放送内容 FM放送波の電波伝搬状況の確認や防災訓練時に防災関連情報を周知するための放送	- 周波数 76.1～94.9MHz - 空中線電力 必要な範囲 - 放送対象地域 実験に必要な地域の範囲内	- 申請者 (地方公共団体等) - 申請手続 無線局免許手続は不要(当局設備の貸与手続きあり)	なし	なし (当局職員が対応)

○災害時における実際の臨時災害放送局開局の場合

局種 / 放送内容	諸元	申請者 / 申請手続	申請手数料	無線従事者
- 局種 臨時災害放送局 - 放送内容 被災地での被災者への支援及び救助活動等の円滑な実施するために必要な放送	- 周波数 76.1～94.9MHz - 空中線電力 必要な範囲 - 放送対象地域 災害対策に必要な地域の範囲内	- 申請者 被災地の地方公共団体等 - 申請手続 電話等による口頭申請可(後日申請書類の提出が必要)	免除	(以下のいずれかの資格を有する者) 第1級総合無線通信士 第1級陸上無線技術士 第2級陸上無線技術士

平時の活用・訓練

災害発生時

自治体/当局 共催による訓練実施のご案内

関東総合通信局は、自治体へ貸付可能な臨時災害放送局用設備を配備しております。

災害時に自治体が、臨時災害放送局の迅速な開設が図られるよう、平時から、自治体の皆様と共催での訓練を実施しております。

<主な訓練内容(イメージ)>

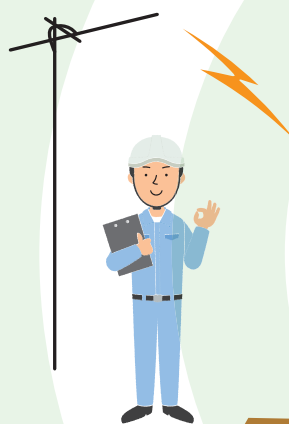
共催での訓練では、災害の発生を想定したものとして次の内容が実施可能です。本取組を通じて、臨時災害放送局の開設の一連の流れがより明確に把握できるようになります。

- ①自治体から関東総合通信局に対する口頭での設備借受や無線局免許要請
- ②関東総合通信局から自治体への設備貸付、運搬、設営及び使用周波数等の伝達
- ③自治体による本設備を用いた住民向け情報発信

など

関東総合通信局は、本訓練への対応のため、設備の貸付や設営、運用に必要な無線従事者など要員も派遣可能です。関東総合通信局との共催による訓練にご関心がありましたら、お気軽にご相談ください！

※共催による訓練実施の際には、事前に、日程や訓練内容の調整をお願いしております。



参考URL

総務省 臨時災害放送局開設の手引き

https://www.soumu.go.jp/main_content/000608067.pdf



関東総合通信局HP災害対策支援

<https://www.soumu.go.jp/soutsu/kanto/saigai/index.html>

関東総合通信局公式チャンネル(You Tube)

当局との合同訓練を素材とした臨時災害放送局の開設手順動画を配信しております。 https://youtu.be/_e7DEMrJgNE

